

壇ノ上ニ翅ヲ低テ居タリケル處ニ承塵ノ方ヨリ、其色朱ヲ指タル如クナル、鼠狼一ツ走リ出テ、此鳩ヲニツナガラ食殺テゾ失ニケリ。

〔桃源遺事五〕一西山公○光圀德川むかしより禽獸草木の類ひまでも、略○中この國○常へ御うつしなされ候。○中

禽之類○中 青鸞はなち御領内の山林に御

テウセウ鳩俗云朝鮮

鳩○下略

〔香取神宮古文書纂十六〕覺

戊七月廿八日、下總國香取大明神鳥居之外、於町屋近所鳩めん鳥三百廿六羽内雉子鳩一羽御散被成候處に、壹羽も無別條、成程快飛行仕候、此上私共心を付、念を入可申旨奉畏候、以上。

寶永三年七月廿八日

大福宜讚岐代 香取内膳

大宮司

香取丹波

〔幕令拔抄二〕相摸屋又一相願、聞届置候米市場へ、堂島米相庭之高下を飛脚にて取來候處、拔商ひと唱右高下を記、鳩之足ニ括付相放し、又は手品仕形等ニ而相圖いたし候もの有之趣相聞、不埒之事ニ候、右體之者有之ば召捕急度遂吟味候條、心得違無之様可致候、右之趣先達而も相觸候へども年數相立、心得違之もの可有之哉ニ付、尙又三郷町中可相觸候。

天明三年卯三月十四日

〔文恭院殿御實紀附錄〕いつの頃なりけむ、表方より彩羽の家鴿を獻せしが、いと麗しければ、殊に御寵愛ありし、其明る年この家鴿時せしにかの彩羽翠翼かはりて尋常の山鴿となる。これは全く偽作のものと思ひたゞられたり、のこと掛りの者より聞え上しに、頓てそこに至り見玉ひて、是にて實の鴿なりと仰ありしと、こは有難き寛仁の御深慮なり、たてまつりしものはいかばかり慙愧の事にやありし。